

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	改正資金決済法の施行に伴う自動的情報交換制度の実施に係る所要の措置		
税目	租税条約等実施特例法		
要望の内容	<p>資金決済法一部改正法（令和7年6月公布）の施行に伴い、新たに導入された「履行保証金弁済信託契約」について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「租税条約等実施特例法」という）上の特定取引の対象外とするなど、所要の措置を講じること。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 改正資金決済法により導入された履行保証金弁済信託契約について、非居住者に係る金融口座情報の報告制度の対象外とすることで、当該契約の活用を促し、資金移動業者破綻時の利用者資金のより迅速な返還を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 改正資金決済法により追加された履行保証金弁済信託契約により、資金移動業者破綻時の迅速な資金返還を実現する。</p> <p>もっとも、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度において、租税条約等実施特例法は、一部取引を除き、金融機関等にて信託契約等の取引（特定取引）を行う者に対して、必要事項を金融機関等へ提出する義務を課しており、履行保証金弁済信託契約も対象となった場合、活用が進まない可能性が懸念される。</p> <p>また、履行保証金弁済信託契約と同様の手続である金融商品取引法上の顧客区分管理信託に係る契約についても、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の対象外とされている。</p> <p>このように、履行保証金弁済信託契約について活用を促す観点や、金融商品取引法上の制度との公平性の観点から、履行保証金弁済信託契約についても、租税条約等実施特例法の特定取引の対象外とすることが必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和7年6月に成立・公布した改正資金決済法に基づき、今回新たに要望を行うものである。	